

『鹿児島循環器教育協議会』会則

第1条 名称

本会は「鹿児島循環器教育協議会」と称する。

第2条 目的

本会は鹿児島大学医学部生および研修医・若手医師に対して、充実した質の高い循環器診療の教育現場を提供することを目的とする。

第3条 活動

- *学生・研修医教育の適正化
- *各病院の特色の把握
- *学生・研修医教育のローテーション
- *研修医のサポート体制の充実化

その他、本会の目的を達成するための活動を行う。

第4条 会員

会員は、本会の目的に賛同し、学生・研修医教育が可能であると判断して、世話人が推薦した者とする。

また、現在は会員の条件は満たしていないが、将来的に学生・研修医教育が可能となるであろうと判断して、世話人が推薦した者をオブザーバー会員とする。

第5条 役員

本会は、次の役員を置く。

1. 代表世話人（鹿児島大学 心臓血管・高血圧内科学 教授）
2. 名誉世話人（院長・副院長・部長職等を退いた世話人）
3. 世話人（鹿児島大学 心臓血管・高血圧内科学 臨床教授）
（鹿児島大学 心臓血管・高血圧内科学 教育係）
（鹿児島大学病院 心臓血管内科 病棟医長）
4. 監事 代表世話人が指名する
5. 事務局長（鹿児島大学 心臓血管・高血圧内科学 医局長）

第6条 事務局

本会の事務局は、代表世話人のもとに置く。

第7条 年1回世話人会を開催する。名誉世話人は出席の義務はないものとする。

第8条 本会の会則は世話人会の承認を得て、変更することができる。